

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 33 条の規定に基づく 再商品化計画の認定を行いました

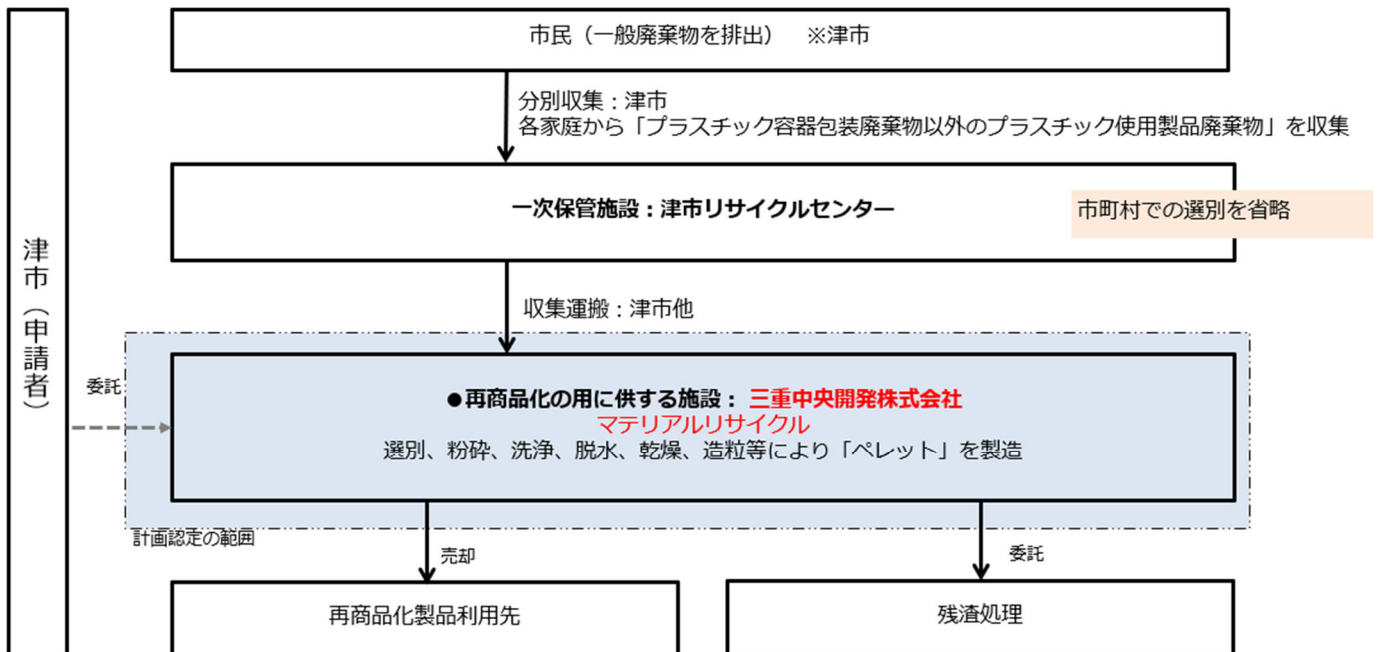
経済産業省及び環境省は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第 33 条の規定に基づき、三重県津市から提出のあった再商品化計画の申請について、令和6年5月 30 日付けで第 16 号案件として認定しましたのでお知らせします。

1. 背景

プラスチック資源循環促進法が令和4年4月1日に施行され、同法第 33 条の規定に基づき、市区町村が再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとされています。認定を受けた市区町村は、これまで容器包装リサイクル法において、市区町村と再商品化事業者のそれぞれで行っていた選別、圧縮等の中間処理工程を省略し、認定再商品化計画に基づき、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。

2. 再商品化計画の概要について

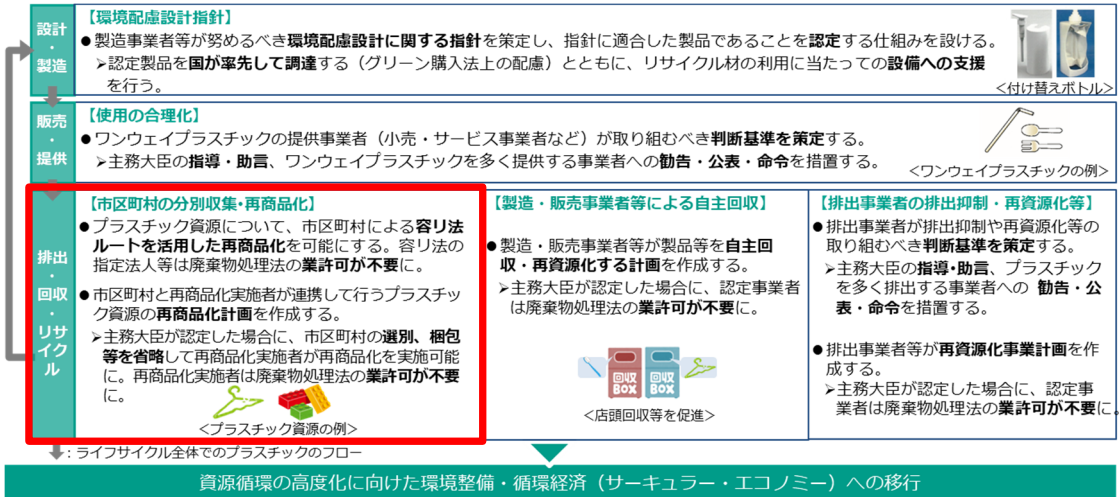
- 認定を受けた者：三重県津市
- 再商品化計画の期間：令和6年6月1日～令和9年3月 31 日
- 再商品化の実施方法（再商品化製品）：マテリアルリサイクル（ペレット）
- 分別収集物の処分を行う者の名称：三重中央開発株式会社
- 分別収集物を収集しようとする区域：津市内全域



3. 本認定によって期待される効果

- 選別、圧縮等の中間処理工程について、市区町村/再商品化実施者一体で合理化
- 合理化による再商品化プロセス全体でのコスト低減

(参考)プラスチック資源循環促進法における市区町村の分別収集・再商品化の位置づけ



(本資料のお問合せ先)

産業技術環境局資源循環経済課長 田中

担当者: 吉川、細川

電話: 03-3501-1511(内線 3561)、03-3501-4978(直通)